

令和7年度 事業計画

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

近年、消費者庁は、「一般消費者が事業者の表示であることを判別するのが困難な表示」(ステルスマーケティング告示)を施行し(令和5年10月)、また、確約手続きの導入、課徴金制度の見直し、直罰等を内容とする景品表示法改正法を施行し(令和6年10月)、景品表示法の厳正な執行及び同法違反行為に対する抑止力の強化を図っている。

こうした中で、ステルスマーケティング告示については、消費者庁から、公正競争規約への導入を検討すべきとの指導がなされており、既に一部の公正取引協議会においては、指導に沿った規約改正が行われている。

このように、行政と公正取引協議会が連携して、一般消費者の利益保護を効果的に推進している点から、公正競争規約及びそれを運用する公正取引協議会の役割はますます重要になってきている。

連合会は、公正競争規約が目的とする一般消費者による自主的かつ合理的な商品・サービスの選択及び事業者間の公正な競争の確保のため、消費者庁、都道府県、公正取引委員会との強力な連携を推進するとともに、会員と緊密に連携を図り、消費者取引の適正化を推進するために、公正競争規約の普及及び啓発に必要な次の事業を行う。

1 規約施行機関の事業に関する指導・協力

- ・ 関係法令、ガイドライン等の新設・改正、実態調査の動向を注視し、適時消費者庁の職員を講師に招き説明会を開催する。
- ・ 独占禁止法や下請法についても、会員に対し情報を提供する。
- ・ 公正取引委員会の年次報告等の資料を入手し、会員に配布する。
- ・ 公正競争規約の運用の潤滑化を図るため、会員間の意見交換会(オンライン)を開催する。
- ・ 会員から寄せられる景品表示法の解釈・運用等に関する個別の照会に随時対応する。
- ・ 連合会ウェブサイトの中の会員向けページに、「行政庁の動き」や「連合会の主な動き」を毎月掲載するほか、行政機関の人事情報、会員名簿、法令・ガイドラインの説明会資料等、会員の公正競争規約の運営に資する情報を随時掲載し、会員に迅速に情報を提供する。
- ・ 会員からの要請に応じ、総会、懇親会、試買検査会等の行事に参加する。
- ・ 会員が他の会員の規約等の変更作業を参照できるよう、規約等の変更作業の状況についてアンケート調査を行い、その結果を会員に周知する。

2 規約遵守状況に関する調査

- ・ 規約等の変更作業の状況についてのアンケート、総会、試買検査会、関係団体協議会等各種会議への出席、消費者団体との意見交換会等において、各協議会の問題意識、消費者の意見等を把握し、規約運営等の課題に関する調査・研究を行う。

3 規約に関する相談及び苦情処理

- ・ 独立行政法人国民生活センターや消費生活センターからの求めに応じ、案件の処理等について必要な協力を行うとともに、公正競争規約制度の趣旨等を説明する。
- ・ 景品表示法・公正競争規約に関する会員の構成事業者、一般事業者、事業者団体、一般消費者等からの相談、照会、苦情等について、消費者庁及び会員等と連携し、適時・適切に対応する。

4 規約不参加事業者の規約への加入促進

- ・ 会員と連携して、非会員に対し、公正競争規約への参加を呼び掛けるとともに、不当表示等が見られる規約未設定分野の事業者団体等に対し、必要に応じ働きかけを行う。
- ・ 会員が、試買検査会等において非会員の不適切な表示に接した場合に、必要に応じ、連合会が会員と連名で改善要請等を行い公正競争規約への加入を促す。

5 事業者及び事業者団体に対する規約の普及、啓発及び規約設定の指導・協力

- ・ 公正競争規約未設定分野の事業者・事業者団体等からの規約設定に関する相談等に適切に対応する。

6 一般消費者に対する規約の普及、啓発

- ・ 公正マーク等について、消費者団体の機関紙に広告を掲載し、一般消費者と接する各種会議の場において、リーフレットを配布して積極的な周知活動を行う。
- ・ 消費者団体との意見交換会（オンライン）を開催し、規約の普及、啓発を行う。

7 規約、不当な顧客誘引行為その他公正取引に関する調査・研究

- ・ 消費者庁、公正取引委員会の幹部職員等が講師を務める勉強会、各種会合に参加し、関連法令に関する知識を幅広く習得し、規約、不当な顧客誘引行為その他公正取引に関する調査・研究を行う。

8 景品表示法その他公正取引に関する法令の普及、啓発及び違反防止

- ・ 景品表示法セミナーを消費者庁の職員を講師に招き、会員、その構成事業者、非会員事業者等を対象として開催する。
- ・ 会員の構成事業者、非会員事業者等が主催する景品表示法研修会に講師を派遣する。
- ・ 景品表示法務検定を消費者庁の後援を得て引き続き実施する。
- ・ 景品表示法関係法令集（令和7年版）を制作し販売する。
- ・ 公益社団法人日本広告審査機構が開催する会議に出席し、連合会の取組等について説明する。

9 関係官公庁との連携及び関係団体との連絡及び調整

- ・ 消費者庁、公正取引委員会、地方公共団体と会員が一堂に会し、幅広い意見・情報交換を行うため、東京都にて「全国公正取引協議会連絡会議」、地方都市にて「地方ブロック連絡会議」を開催する。
- ・ 会員の要望や公正競争規約運営上の問題点等を直接消費者庁等に伝え、密接な情報交換を行うため、消費者庁等と会員との間の意見交換会（オンライン）を開催する。
- ・ 消費者庁審議官との懇談会を実施し、会員の公正競争規約の運用等について意見交換する。
- ・ 消費者庁表示対策課長に対し、連合会及び会員の事業への協力を要請する。
- ・ 会員に共通する問題意識等について、必要に応じ、消費者庁、都道府県等との調整を行う。

10 その他当法人の目的を達成するために必要と認められる事業。

- ・ 会員及びその役職員について、「景品表示適正化功績者表彰」（内閣府特命担当大臣（消費者担当））の被表彰者として消費者庁に推挙する。